

平成28年度第2回 箕面市都市景観審議会 議事要旨

1. 日 時 :

平成28年(2016年)11月2日(水) 午後2時30分から午後3時15分

2. 場 所 :

箕面市役所本館3階委員会室

3. 出席者 :

1) 箕面市都市景観審議会委員 (8名)

会長 加我 宏之 氏	委員 若本 和仁 氏
委員 奥村 好子 氏	委員 乃木 亜紀愛 氏
委員 福田 知弘 氏	委員 樋口 明美 氏
委員 横山 あおい 氏	委員 細見 武志 氏

2) その他

市関係者 (3名)

事務局 (2名)

傍聴者 (1名)

4. 審議等の内容 :

事務局より委員の過半数の出席(委員9名中8名の出席)を確認し、会議が成立していることを報告した。

【案件1】屋内からの広告物の表示等に関する箕面市都市景観条例等の変更について(諮問)

市より、屋内からの広告物等の表示等に関する箕面市都市景観条例等の変更について説明を行った後、審議を行った。

<【案件1】の審議内容>

会長：この案件は、屋内からの表示の問題点や実態等を含めて、昨年度から本審議会において対応していく検討が報告されているものである。その後、条例などの変更についてパブリックコメントが行われたものである。
何か意見はあるか。

委員：パブリックコメントの意見のなかに、駅前などの賑わいのエリアについては「柔軟に対応」という言葉もあったが、屋内からの表示についても、今の屋外広告物景観形成誘導基準のまちなみ別の基準をこれまでのように当てはめて、それぞれの場所で調和するような表示に誘導していくことでよい。また、施行規則の案に「ガラス面等」との言葉があるが、ガラス以外にも色々な素材があると思うので運用面で注意してほしい。

会長：ガラス以外の素材であっても同様のものは「ガラス面等」に含み、屋内から外に向かって恒常的に表示するものという考え方で取り扱っていくことでよいか。

市：その通りである。

会長：今回の条例等の変更について、パブリックコメントを実施したとのことだが、前回の審議会において、広告関係の方々にも意見を聞くほうがよいとの意見もあった。この点についてはどうか。

市：パブリックコメントを実施している変更素案について、大阪府景観審議会の屋外広告物部会委員4団体のうち3団体にお知らせしたところ、反対の意見等はなかった。また、4団体のうち、本市の景観計画検討会議に参画いただいた団体である大阪屋外広告美術協同組合とは面談し内容を説明した。結果、基本的に賛成であり、屋外広告物として扱わない屋内からの表示を加えるなど、ある意味抜け道的な広告計画に対応できることは、屋外広告物をきちんとデザインしていくという面で意義深いとの意見であった。

会長：確認であるが、協議の対象となる屋内からの表示は、それ以外にある屋外広告物と合算して、これまで運用してきた屋外広告物景観形成誘導基準のまちなみ別基準の面積基準に対応させていくことでよいか。

市：その通りである。例えば、ある壁面に協議対象とする屋内からの表示と、他の屋外広告物が同時にあれば、この二つを合わせて、壁面広告の面積基準に適合させるという考え方である。

委員：今後、条例の改正案を市議会に提案することだが、議決される時期はいつ頃の予定か。

市：例年であれば12月下旬である。

会長：今回の案件は、これまで、屋外広告物については、その形態や地区別に基準を

運用してきたが、実態的に屋外広告物と同様である屋内から外に向けた恒常的な表示は、協議や基準適合の対象となっていなかった。しかしながら、このような屋内の表示が乱立する恐れもあり、そこで、今回の条例等の変更により、こうした屋内からの表示を協議の対象とし、まちなみ景観における広告物の調和を図っていくための仕組みをつくるというものである。

この案件について、他に意見などあるか。

意見がないようなので、本案件については諮問原案のとおり妥当として答申してよいか。

(異議なし)

会長：本案件について諮問原案のとおり妥当であると答申する。

以上